

「平川市感染防止対策認証店舗支援事業」の変更点について

6月9日から、**県が飲食店の認証制度をスタート**させたことに伴い、市の認証についても県のチェック項目に合わせることにしました。これまでとの変更点は、次の朱書き部分です。

対象者

飲食店については、

県:食品衛生法の許可を受けた飲食店(テイクアウト型、デリバリー型を除く)

市:前回お知らせした「飲食サービス業」となりますが、認証項目は県の項目に準じます。

※タクシー・運転代行業は市の認証基準のままとなります。

交付金額

申請書類で算定された減少額 又は **20万円** のいずれか低い方の金額

要件

感染防止対策チェック項目(※別紙参照)をクリアし、次の要件を満たす方が対象です。

- (1) 令和3年4月30日までに開業していること
- (2) 市内に店舗又は事業所を置き、飲食店等を営む個人事業主又は法人であること
- (3) 現に事業を営み、かつ、今後も1年以上継続して事業を営む予定であること
- (4) 住民税等の滞納がないこと
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内の店舗における売上の減少が以下のいずれかに該当すること
 - ① 令和3年1月から5月までの任意の3か月の売上の合計額が、令和元年又は令和2年の同期間と比較し、20%以上減少していること
 - ② 令和2年4月1日から令和3年4月30日までに開業した場合は、令和3年5月の売上額が、開業月から令和3年4月までの売上額の平均額と比較し、20%以上減少していること

申請流れ

必要書類を添えて申請書兼請求書を提出してください。※申請は、1事業者につき1回までです。

～提出書類～

- 申請書兼請求書(様式)
- 営業許可証又は自動車運転代行業認定証の写し
- 個人事業主の場合、2020年の確定申告書及び収支内訳書の写し
- 法人の場合、直近の法人市民税申告書及び法人事業概況説明書の写し
- 売上額の減少がわかる帳簿等の写し(※市内店舗のものに限る)
- 市外の事業主の場合は、納税証明書



申請から10日程度以内を目安に、**感染防止対策チェック項目をクリアしているか事業所を現地確認**します。(市、商工会、食品衛生協会)



チェック項目を全てクリアしていれば、「平川市感染防止対策認証店舗」として認証し、「認証ステッカー」及び「支援金交付決定通知書」を送付します。



交付決定通知後、2週間程度を目安に交付金を支払います。

※感染防止対策には、「**あおり飲食店感染防止対策認証制度**」(県事業)を活用することができます。

交付金支払い後も、不定期に確認を行います。

申請期間

令和3年6月1日(火)～**7月30日(金)**まで

申請・問合せ先

平川市役所経済部商工観光課 TEL:0172-44-1111
〒036-0242 平川市猿賀南田15-1